

人事院公示第 1 5 号

人事院は、人事院規則 8—1 2（職員の任免）第 1 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 2 6 年人事院公示第 1 3 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 規則第 1 8 条第 1 項第 4 号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。	2 規則第 1 8 条第 1 項第 4 号の特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験によることが不適当であると認められるものとして人事院が定めるものは、次のとおりとする。
一 （略）	一 （略）
二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職	二 主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職のうち、次に掲げる官職のいずれかに該当する官職

(1) (略)	(1) (略)
<u>(2) 情報処理の促進に関する法律（昭和 4 5 年法律第 9 0 号）第 9 条第 1 項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 2 8 年経済産業省令第 1 0 2 号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する高度試験のいずれか若しくは応用情報技術者試験の合格に必要な専門的知識又は技術を特に必要とする官職</u>	(新設)
(3)・(4) (略)	(2)・(3) (略)
三 (略)	三 (略)
3～5 (略)	3～5 (略)

2 この決定による改正は、令和 7 年 5 月 1 日から効力を発生する。